

国内居住要件の適用に伴う扶養認定の取り扱い

1. 被扶養者（異動）届（以下、「異動届」という。）の届け出（被扶養者を新たに認定する場合）

生計維持関係があり、日本国内に住民票があることが扶養の認定要件の一つとなります（一部例外を除く⇒（2））。

従来の生計維持関係が確認できる書類（収入や送金事実の分かる書類）、16歳以上の学生の方の学生証写し等を添付いただく取り扱いは変更ありません。

同居が扶養認定の要件となる親族について、世帯の住民票写しを添付いただく取り扱いも従来どおりです。

（1）被扶養者が日本国内に在住している場合

- ① 異動届にマイナンバーを必ずご記入ください（後日別途提出可能な場合も含む）。
- ② マイナンバーが提出できない場合は、世帯全員の住民票（マイナンバーの記載のないもの）写しをご提出ください。
- ③ 外国籍の方を扶養する場合は、上記に加え在留カードの写し（住民票の写しを添付いただく場合で、国籍、在留資格等の記載がある場合はこれに代えることができます。）の添付が必要です。
- ④ ③により、在留資格が「特定活動」となっている場合は、活動内容が記載された「指定書」（パスポートに添付）写しの添付が必要です。

（2）被扶養者が海外に在住している場合（認定要件の例外に該当）

日本に住所を有しないが、渡航目的その他の事情を考慮して「日本国内に生活の基礎があると認められるもの」として、以下のケースは扶養認定を受けることができます。

異動届の提出に当たり、該当する例外事由を備考欄に記入いただく必要があるほか、事由により添付いただく書類等が異なります。

例外該当事由	添付書類（いずれか）
① 外国において留学する学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	ビザ、ボランティア派遣期間の証明、ボランティア参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断
※ 添付書類が外国語で作成されている場合は、翻訳者の署名のある日本語翻訳文を添付してください。	



日本国内に在住していても認定できないケース（適用除外）

日本国内に住所を有していても、**「特別な理由がある者」はこの法律の適用を除外する（扶養認定が認められない）** 取り扱いとなりました。

- 日本国籍を有しない者で、日本国内に相当期間滞在し、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは障害について医療を受ける者及び当該入院の前後に当該疾病若しくは障害について継続して医療を受けるもの
- 上記の者の日常生活上の世話をするもの
- 日本国籍を有しない者で、日本国内において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

※ ただし、上記により被扶養者に該当しなくなる方で、施行日時点で保険医療機関に入院している被扶養者の資格は、入院期間中、改正前の認定要件に該当している間は継続します。

2. 住所変更の届け出（既に扶養認定されている方の海外転出の届出）

- ① 留学や海外赴任の同行などにより、被扶養者の方が住民票上、海外転出の手続きをした場合には、「健康保険被保険者・被扶養者住所変更届（世帯全員もしくは家族のみ）」により、転出先の国名を届け出てください。
- ② この際には、上記 **1－（2）** に準じた **確認書類等を添付** いただきます。
- ③ 40歳以上の被保険者及び被扶養者が海外転出される場合には、「介護保険適用除外（該当・不該当）届」に住民票写しを添えて、併せてご提出ください。

以上

※ その他、本件に関してご質問等がございましたら、担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

本 部 業務部 Tel 03-3866-2865

多摩支部 業務課 Tel 042-521-6611